

議 事 日 程 (第 3 号)

令和7年12月5日(金曜日) 午後3時56分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第82号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第83号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第3号 保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する
請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第86号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第87号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 7 議第88号 R6災46—102江地(2) 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について

日程第 8 議第89号 自治体情報システムの標準化に伴う機器の取得について

日程第 9 議第90号 遊佐パーキングエリアタウン(新道の駅)整備事業用地の一部処分について

日程第10 議第91号 遊佐町総合発展計画(第9次遊佐町振興計画)基本構想の策定について

※人事案件の審議及び採決

日程第11 議第92号 遊佐町教育委員会委員の任命について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊 佐 亮 太 君	2番	伊 原 ひ と み 君
3番	駒 井 江 美 子 君	4番	今 野 博 義 君
5番	洪 谷 敏 君	6番	本 間 知 広 君
7番	那 須 正 幸 君	8番	佐 藤 俊 太 郎 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君
11番	齋 藤 弥 志 夫 君	12番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	高 橋 務 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	土 門 良 則 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	荒 木 茂 君
農 業 委 員 会 会 長	齋 藤 勝 広 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅 原 潤 議事係長 船 越 早 苗 主 任 佐 藤 歩 美

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時56分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

また、本定例会に説明員として町長をはじめ各行政委員会の委員長、会長の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

さきの12月3日の一般質問の関係で、3番、駒井江美子議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 12月3日の一般質問の子供とメディアの質問の中で、ちょっと発言の訂正をお願いします。

小学校のアンケート結果で、自分のスマホ、タブレットなどを持っている割合を3割と言いましたが、それは低学年の割合で、全校では約5割になるとのことでしたので、その部分訂正をよろしく願います。

以上です。

議長（高橋冠治君） それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

それでは、請願事件の審査結果報告及び採決に入ります。

日程第2、請願第3号 保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願について、総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷 敏君）

令和7年12月5日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

総務厚生常任委員会

委員長 渋谷 敏

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1 付託審査事件名

請願第3号 保険薬局も無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書の提出に関する請願

2 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3 審査の期日

令和7年12月3日

令和7年12月4日

以上です。

議長（高橋冠治君） それでは、請願第3号についての質疑に入ります。

3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 2日間にわたり、請願の審査ありがとうございました。今回の請願は、無料低額診療制度の対象者で、院外保険薬局の方が薬代の負担のため医療から遠ざけられることのないよう、無料低額診療事業の対象として国に働きかけていただきたいという趣旨でした。この趣旨をご理解いただいた上かとは思いますが、どのような理由で不採択になったのかお聞かせください。

議長（高橋冠治君） 総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷 敏君） ただいま申し上げましたように、12月3日、4日、総務厚生常任委員会で審議いたしました、その不採択とした理由でございますが、無料低額診療事業は国民健康保険と生活保護のいずれの対象にもなれない生活困窮者を救済するための制度であります。実際は生活保護受給者も含まれています。生活保護受給者の医療やそれにまつわる諸費用は生活保護制度の充実を図るものであり、本来の患者層に特化するべきであるが、その患者層のすくい上げが困難である。無料低額診療の医療費のうち、利用者の窓口負担分は医療機関が負担し、国や自治体からの財政補助はない。しかしながら、無料低額診療利用者の割合に応じた固定資産税の減免といった優遇措置があるが、この優遇効果は医療機関の規模に比例して大きくなるため、医療機関での格差の是正が必要となる。また、今後の貧困層の拡大によって、医療機関が無料低額診療事業を持続することが困難になる可能性がある。本町においてどの程度の人数が対象となるか、現状では知り得るすべがない。請願内容の趣旨は一定理解はできるものの、以上による課題整理も踏まえて、本制度の根拠となる社会福祉法第2条における制度設計の見直し等が必要と判断し、不採択といたしました。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 詳しい説明ありがとうございます。いろいろな先を見据えて、制度まで拡大して、いろんな課題を見て不採択ということは理解したのですけれども、今回の請願者は今日の前で困っている方の薬代を何とかしてほしいというもので、そして請願というのは何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規定、規則の制定、廃止または改正、その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有しとあります。それで、制度の持続が困難とか、そういうところまで含めて採択しなければいけないのか、そこからなぜそこまで至ったのか、その理由を教えてください。

議長（高橋冠治君） 総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷 敏君） 今紹介議員がおっしゃるように、心情的な部分についてと、常任委員会の委員もその心情は理解するものではありませんが、この意見書を提出するに当たって、制度的なものもやはり当然そこを見据える必要があるという、そういうことで議論に至りました。議論の内容はいろいろたくさんありますが、その一例を申し上げますと、まず制度上、薬局は無低診の実施主体ではないという明確な制度の制約があるということです。無料低額診療は、医療機関が行う社会福祉事業、社会

福祉法第2条第3項第9号に基づいて実施されるもので、薬局をこの対象とする根拠がないという、そのようなことがございます。このようなことから、1つはこの制度構造を踏まえて、当地方議会が国にこの制度の変更を求める妥当性が乏しいと、このような議論になりました。

それから、数ある不採択の理由の中で、もう一つは薬局、院外薬局の場合を指すわけですが、この院外薬局が制度の無低診の該当者であるかないかというところについては収入調査を行う必要がございます。これについては、そもそも薬局にはこういった収入調査、台帳整備などの運用体系がないという、そういう現実がございます。そこで、この現行制度を薬局で運用するのは実務的に非常に困難なことであるということございまして、この無低診を行う医療機関は収入状況の聴取、それから家計調査、無低診台帳の整備などの義務があるのですが、院外薬局にはこれらの体制が存在しないということです。薬局がこの生活困窮者の収入判定を行うこと自体が不適切であり、制度の適正な運用が現行のルールでは実施不能との結論に至った次第であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。どこを基準に……住民の代表としての議員だと思って、それを国にお願いするという立場なのですけれども、そこを本当に……そこまで考えていただけたとは思いますが、私からすると医療費に困っていて、制度の対象者だけれども、薬が高くて、やっぱりそこは病院にもかかれないよねという人の気持ちを想像すると、そういう制度のはざまに困っている人たちを救ってほしいという請願だとは思いますが、そこを何か制度を盾に今の現状では難しいとかいろいろ言うと、何かどっちの味方なのかみたいな感じにも個人的には思ってしまう。

あとそれと、もう一つ申し添えたいのは、私は紹介議員として一応ある程度勉強してはいるつもりですが、やはり請願者から直接お話を聞いて、それぞれ納得いくように審査した上で請願を審査していただきたい。今後はそうしていただきたいなと思っています。同じ請願が今回庄内町と三川町にも出されたそうです。でも、その両議会は請願者をちゃんと議会に呼んで、説明員として質疑を1時間ほどしたというお話でした。参考人という制度があるわけですから、そこを時間のやりくりとか調整難しいかもしれませんが、お互いに一方的な思い込みとか、ネット上の資料とか、そういうだけでなく、現場の声というか、請願者の声を聞いてから審査していただきたいと強く願って、私はこれで質疑を終わります。

議長（高橋冠治君） 総務厚生常任委員会、渋谷敏委員長。

総務厚生常任委員会委員長（渋谷 敏君） おっしゃるように紹介議員に対する質問については、直接紹介議員を面前にして質疑をしたということではございませんが、場所は変わりますが、質問を出して、それに対して回答をいただいたという、そういう経緯はございます。これからのやり方ということについては、検討材料としては承っておりますが、先ほどの質問の回答になればと思いますが、この生活困窮者の薬代はどのようにあるべきかという、そもそもそういったところだと思うのですが、これ無料低額診療制度で対応するというは私どもの考えでは不適切だと、このようなことで生活困窮支援者としてほかの方法があり得るというのが委員会の方向性でございます。例えば生活保護の適正な運用であるとか、それから医療機関、薬局、包括支援センターとの連携強化、そういったところ、こういったところで解決策としては無料低額診療制度の枠外でまだまだ既存の制度で検討していただく部分というのはあるのだろうなというところで、そのようなことをするべきであるということでの整理が当委員会ではなされたというこ

とでございます。

それから、少し補足させていただきまして、もともとのこの無料低額診療制度、先ほどにもちょっと付け加えたいのですが、これが平成13年7月23日に各都道府県知事、各指定市長宛てに厚生労働省の社会・援護局長の通知としてこの無料低額診療事業についての基準を明らかにしております。この中でいろいろ取決めがございまして、10項目ほどの取決めがございまして、この中に院外薬局は含まれていない、このようところが一つの結論になる部分でございます。つまり院外薬局が該当しないというのは、制度設計の当初の設定が医療機関に限られていたというところでございます。調剤薬局は別会計、別請求という日本の医薬分業制度とのずれがそのまま今回の無料低額診療制度のところに反映されてきたという、そういう構造的な部分があるということでございますので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、続いて討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終結して採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択です。お諮りいたします。本件について、委員長報告のとおり、これを不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、請願第3号は、これを不採択とすることに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第86号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第86号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第87号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第87号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、補正予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)ほか特別会計等補正予算3件について、補正予算審査特別委員会、渋谷敏委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、渋谷敏委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(渋谷 敏君)

令和7年12月5日

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

補正予算審査特別委員会

委員長 渋谷 敏

審査結果報告書

令和7年12月3日、定例会会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1 審査を付託された事件

議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）

議第82号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第83号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）

2 審査の結果及び意見

令和7年度遊佐町一般会計補正予算ほか、3件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、原案のとおり決定すべきであると決した。

3 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま各会計4件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第82号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第82号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否と認めます。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第83号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第83号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決をいたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）について採決をいたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第7、議第88号 R6災46—102江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 私から2点ほど確認をさせていただきます。

所管が産業課ということだと思えますけれども、令和7年6月13日に一旦議決を行いまして、こちら復旧によるものとの理解でございましたので、今回の変更がもともとが2億4,805万円から変更後2億

5,743万3,000円ということで、938万3,000円の増額ということになっております。復旧作業ということで、既に国のほうの査定が終わっているという形になるのだと思うのですが、まず1点目、なぜ査定が終わった後に金額の増額になったのか、増額の理由をお聞きします。

2点目としまして、先ほども申し上げましたけれども、一度国の査定終わっているという形になりますので、今回変更になったことによりまして、今後査定金額のほうも変更になり、増額の部分も歳入といえますか、国からの補助として見込める形になるのかどうか、この2点をお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず、ご質問の1点目につきまして、増額となった部分であります。災害復旧工事を進めていく中で、現在も現在進行中ということでございますけれども、ある部分の機器の整備について、本来整備ということで、いわゆる補修といいますか査定を受けていたものがございましたが、分解して対応しようとしたところ、要は整備不能という状況だったということで、その機器ごともう更新するというふうにして変更したことによって、今回938万3,000円増額というふうになったものであります。これにつきましては、当然変更する前に県を通して国とも査定を一旦……議員おっしゃるとおり終わっておりますので、許可を得て変更するというので、その手続を踏まえて変更契約を行ったものでございまして、当然歳入についても最終的に実績の金額に基づいて歳入、いわゆる補助をいただけるものだというふうに認識はしているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第88号 R 6 災46—102江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

日程第8、議第89号 自治体情報システムの標準化に伴う機器の取得についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第89号 自治体情報システムの標準化に伴う機器の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第90号 遊佐パーキングエリアタウン(新道の駅)の整備事業用地の一部処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、菅原和幸議員。

9番(菅原和幸君) それでは、議第90号について質問を行います。

最初に、パーキングエリアタウン、この用地については令和4年の6月28日、558回の議会におきまして事業用地の取得の議案、議案番号53号でしたが、提案されております。その際の資料を見返してみますと、6名の地権者の方から21筆の土地を取得するような議案でありました。今回別紙としてあります7番の7と50番の5、これについては議案書については番号が見当たらないようでありますし、ここにありますように地目が田であったのが宅地になっております。そこで、質問なのですが、昨日の文教産建常任委員会の質疑の中で質問させてもらったのですが、PAT整備事業に係る町道の供用開始に伴う道路台帳補正業務の委託が先ほど可決いただいた補正の内容に含まれておりました。ここで確認なのですが、町が令和4年に取得した用地について、これまで不動産登記法による、例えば合筆という手続がありますが、そういうものを行ったと推測されます。今回、例えば次に質問しますが、この提案になっている2筆に取得しやすいように分筆、合筆された事務手続があったのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきます。

議長(高橋冠治君) 渡会企画課長。

企画課長(渡会和裕君) お答えいたします。

結論から申し上げますと、お見込みのとおりということになるのですが、今回の用地売買のため、国に売り払うためということになりますが、今年度町が用地測量を実施いたしまして、土地の地目変更と合筆、分筆登記、こちらのほうを行ったものでございます。

議長(高橋冠治君) 9番、菅原和幸議員。

9番(菅原和幸君) では、2回目質問させていただきますが、この90号の案件の処分予定価格のところ、2,333万1,490円ということでございます。取得したときは1億1,795万4,095円ということでありまして、あえて言いますと平米3,500円で取得したと記憶しております。今回取得予定価格ということですので、

あくまでも町が持っております約2割の土地を今回、国土交通省と言えはいいのでしょうか、そちらに変更すると、そういうことになると思います。そうしますと、ここで質問なのですが、割りますと同じ3,500円のようなのでした。そうしますと、これは同じように国のほうからお金として歳入のほうに入ってくるのか、そういう手続になるのか、それとも別の方式があるのかということをお尋ねします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

町が国に対して売払いをする単価でございますけれども、今議員おっしゃいましたとおり、町が実際に取得した際の単価の3,500円、平米当たり3,500円といたしまして、時点修正ですとか用途の補正はしないということと考えてございます。一体型の整備での費用負担につきましては、令和6年度に協定を締結しておりますけれども、整備自体は遊佐町が行いまして、国は町に対して負担金を支払うという内容となっております。今回の土地の代金につきましても、整備負担金の一部といたしまして町に支払われるということになりますので、町の収入のほうに入るということになってございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） では、最後質問させていただきますが、今課長のほうから答弁があったようですが、実は令和7年の8月の19日に議会のほうで設置しております新道の駅整備に係る調査特別委員会、その際の資料として提供になったものがあります。その字句を見ますと、道路休息施設の補助金割合は、今課長がおっしゃったとおり、令和7年2月に国交省と一体型整備に係る協定を締結されたと、そういうことで基本的には工事自体を町が発注する内容で、そのうち対象となる部分については建物が7.7%、それから駐車場が31.7%を国が負担すると、そのように記載されている資料がありました。今回提案になっているこの2筆がその場所に当たるのであろうと推測はしますが、その確認と、今おっしゃったその2,333万何がしもこれと一緒に処理になるのかを最後質問します。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今議員おっしゃいましたとおりということになりますけれども、今回の提案をさせていただいています部分がまさしく道路区域に設定される部分となるものでございます。

すみません。以上とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第90号 遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業用地の一部処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第91号 遊佐町総合発展計画(第9次遊佐町振興計画)基本構想の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、遊佐亮太議員。

1番(遊佐亮太君) 所管ではありますが、議長に許可をいただきまして、質疑をさせていただきます。

昨日町の公式SNSから、遊佐町総合発展計画基本計画案に係るパブリックコメントを募集しますということで通知がありました。11月18日の全員協議会で私のほうから発言させていただきました内容がそのままとなっておりますので、この場でお伺いいたします。なお、今回の議案は総合発展計画の基本構想についてなので、中身の基本計画のことで賛成、反対の材料にするつもりはないことをあらかじめ申し添えます。町のホームページで公開された基本計画の58ページに、年間出生数についての目標値が記載されています。令和6年度の数値が基準値として採用されており、32人、中間年度目標値として令和12年度に35人、最終年度目標値として令和17年度も35人とされています。一方で、22ページには令和17年時点の総人口約9,700人とされており、人口ビジョンから出典されたグラフも記載があります。目標1、合計特殊出生率の向上として、合計特殊出生率を2025年に1.46、2030年に1.76、2035年に人口の置換水準である2.07まで上昇させ、その後も維持するとされています。先日の一般質問でも話題にさせていただきましたが、15歳未満、ゼロ歳から14歳の年少人口目標値を人口ビジョンでは2035年、令和17年では789人とされています。仮に令和8年度から令和17年度の各年度の出生数が35人だとすると、この10年間の出生数合計は350人です。これに令和3年度から7年度のそれぞれの出生数を足した数字が789人となるということになりますが、そうすると5年間で439人で各年度88人前後となります。しかし、令和6年度は32人です。転出、転入については含めていませんが、クラスの半分は移住者というのは想像が付きにくいと思います。単純に出生数の目標値が間違っているように思うのですが、このような計算はされたのでしょうか。そう簡単に達成できる数字とは思っておりませんので、中長期的な計画が不可欠です。そのためにこのような総合発展計画を策定するものと思いますが、それではこの数字を達成するための具体的な方策としてはどのようなことを計画されているのでしょうか、お伺いいたします。

議長(高橋冠治君) 渡会企画課長。

企画課長(渡会和裕君) お答えしたいと思います。

まず初めに、出生数の目標値の数字が間違っているように思うのですが、この計算はされたのでしょうかというお尋ねでございましたけれども、詳細につきましてはそこまで計算等はしていないというのがまず実態ではありますけれども、少しお話をさせていただきたいと思います。出生数につきましては、現在の第8次振興計画で目標値を設定しておりまして、平成26年度の62名から令和8年度にプラス16名となる78名という目標でありました。今回出生数を成果指標として設定するに当たりまして、現計画の達成状況ですとか、人口ビジョンで掲げる数値との整合性、目標達成の実現性を踏まえ、どのような数値設定とす

るかについて非常に悩んだというのが正直なところでございまして、その結果、現在提示させていただいている数字となっている状況でございます。

基本計画案の成果指標につきましては、11月18日の全員協議会におきまして目標値が低いものが見受けられるので、全体的に厳しめの目標値を設定してもらいたいといったご意見ですとか、遊佐議員からは成果指標と人口ビジョンとの整合性が取れていないのご意見を頂戴しております。成果指標については、今後の計画の進捗管理や行政評価を行う際の重要な指標となります。ご意見を受けまして、改めて町で設定した成果指標について、その施策を達成させるための指標となっているのかという視点で町の行政評価アドバイザーの先生と協議をし、現在見直しを進めている最中でございます。振興審議会の皆様ですとか、現在実施中のパブリックコメントのほうには、見直し前の成果指標をお出ししておりますけれども、成果指標は現在見直し中のため、今後修正、変更がある旨を説明させていただいております。現在見直しを進めている中で、出生数については子育て分野の成果指標として設定しておりますけれども、子育て分野だけで達成できる成果指標ではないという判断をしておりますので、設定しない方向で現在のところ考えてございます。基本計画の成果指標としては設定はいたしませんけれども、基本構想第3章に人口ビジョンに基づく将来人口の目標を掲げておりますので、その中には出生数の増も含まれておりまして、総合発展計画に基づく各種施策を総合的に進めていく中で達成していきたいと思っております。

また、具体的な方策についてということになりますけれども、人口ビジョンでは目指すべき将来の方向として5つの基本的な視点を設定しております。また、基本計画案におきましては、前期5年間で優先的に取り組んでいく重点プロジェクトとしまして人口減少対策プロジェクトを掲げております。人口ビジョンの実現のためには、人口減少対策プロジェクトに掲げる、定住人口の維持と関係人口を増やす、地域に仕事をつくる、出産、子育ての希望をかなえる、健康寿命を延ばす、子供、若者の郷土愛を醸成し、町への回帰を促すなど、関連する複数の分野にまたがる施策を連携させまして、出生数の増加と人口減少のスピード緩和をしていきたいと考えております。また、人口ビジョンの実現にはこれらの施策の進捗管理が重要であるところでは思っておりますので、総合発展計画の進捗管理に当たっては達成度、成果を毎年評価、検証して、内容を必要に応じて見直ししていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） ご答弁いただきまして、理解いたしました。出生数を単純に子育ての目標として挙げるのは難しいということは、そのとおりだというふうに思います。やはり移住するという視点で考えても、地域に、遊佐町に住んで働ける環境がないと当然なかなか移住というふうにも至りませんですし、また家の問題であっても賃貸物件がないとなかなかすぐに移住できない、家を買っても中の片づけから始まるのではなかなか実際に引っ越すまでに至らないという問題もあろうかと思っておりますので、総合的に進めていく必要があるというのは理解いたします。その中で、今回この成果指標から出生数を落とすというふうなふうに承っておりますけれども、それも一つの判断としては理解できるものではありません。ですけれども、人口ビジョンで掲げておりますゼロ歳から14歳の年少人口目標値、令和17年789人というところは動かないと思っておりますので、各学年50人前後という目標値は残るのだろうというふうに思っておりますので、そこを引き続き実現できるように執行部のほうで協力してもらいますと助かります。遊佐町を残

していけるように私も努力しますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の質疑を終了いたします。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第91号 遊佐町総合発展計画（第9次遊佐町振興計画）基本構想の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議及び採決を行います。

日程第11、議第92号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町 長（松永裕美君） 議第92号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員を任命するため提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） 異議なしと認めます。

全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後4時49分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時57分）

議 長（高橋冠治君） 日程第11、議第92号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与える

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

執行部、議員の皆様からは、議事進行に協力いただきまして、大変ありがとうございました。

これをもって第583回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後4時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年12月5日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 遊 佐 亮 太

遊佐町議会議員 伊 原 ひ と み